

生駒市企業立地補助金 申請の手引き

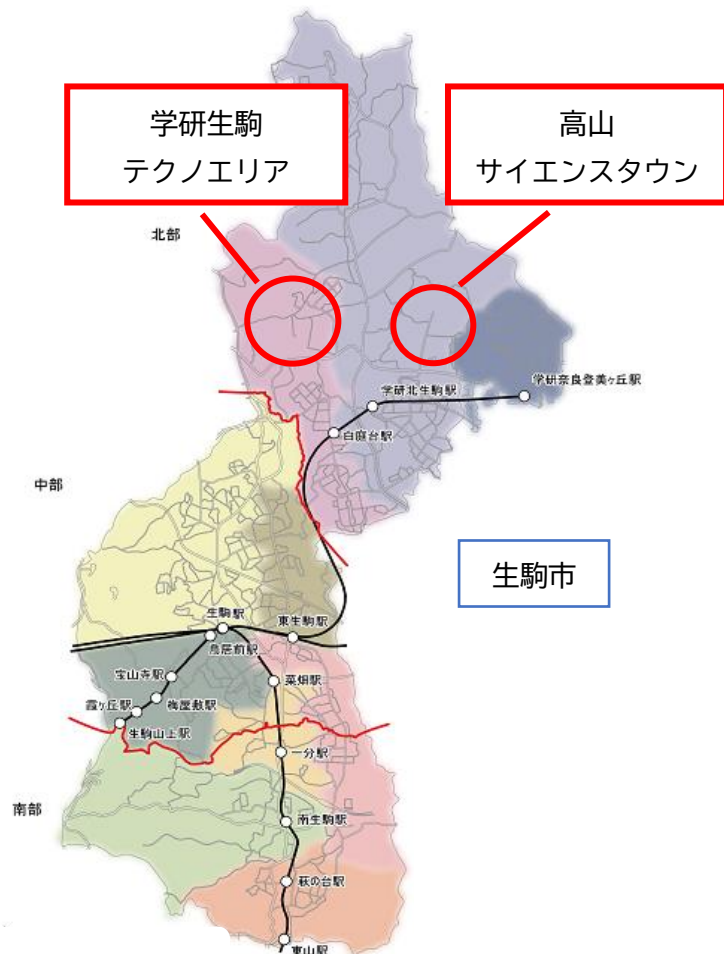
1 概要

生駒市には「学研生駒テクノエリア」と「高山サイエンスタウン」の2か所の準工業地域があり、製造業を中心に多くの事業所が操業しています。この制度は、更なる立地を促進するため、「事業所設置補助金」「雇用促進補助金」「操業支援補助金」の3つの補助金によって最大8,000万円の補助を行い、対象区域内の新たな事業所の設置や事業所の増設を支援するものです。

この手引きでは、各補助金の概要、提出書類、注意点などをまとめています。ご不明な点がありましたら生駒市商工観光課までお問い合わせください。

2 対象区域

- ・北田原町の準工業地域
(学研生駒テクノエリア)
- ・高山町の準工業地域
(高山サイエンスタウン)



3 対象者

以下の要件の**全てに該当する**事業者

(注) 1 件の立地につき 1 事業者からの申請が原則ですが、会社法に規定する親会社と子会社に限り、2 以上の事業者が 1 の事業者として事業計画書を提出することができます。

・対象区域に製造業の事業所を設置し、自ら操業する事業者	
・令和 8 年 3 月 31 日までに立地に係る工事を着工し、着工の日から 2 年以内に事業所の操業を開始する事業者	
・新設の場合 (市内に事業所を有しない事業者)	※固定資産投資額が 2 億円以上であること 又は 事業の用に供する土地の面積が 1,500 m ² 以上であること
・増設の場合 (既に市内で操業している事業者)	※固定資産投資額が 1 億円以上であること 又は 事業の用に供する土地の面積が 1,500 m ² 以上であること
・貸工場を利用する場合	
・新たな事業所の操業に伴って、市内における既存事業所の規模を縮小することにならないこと	

※固定資産投資額...立地しようとする事業者が、その事業の用に供する固定資産(土地を除く、建物及び償却資産)の取得に要する費用

4 各補助金について

A 事業所設置補助金	
補助対象	○事業用の固定資産（建物及び償却資産）の取得に要した費用 （注）事業計画の認定日から操業開始日までの間に取得した固定資産が対象 ○附帯費用（埋蔵文化財の調査費用、造成工事に要した費用）
補助金の額	固定資産投資額の 10/100、附帯費用の額の 5/100 Bと合わせて上限 5,000 万円まで
交付時期	操業開始日の属する年度の翌年度

B 雇用促進補助金	
補助対象	立地に伴い新規に生駒市民を雇用した場合
補助金の額	※新規常用雇用者 1 人につき 40 万円 Aと合わせて上限 5,000 万円まで
交付時期	操業開始日の属する年度の翌年度

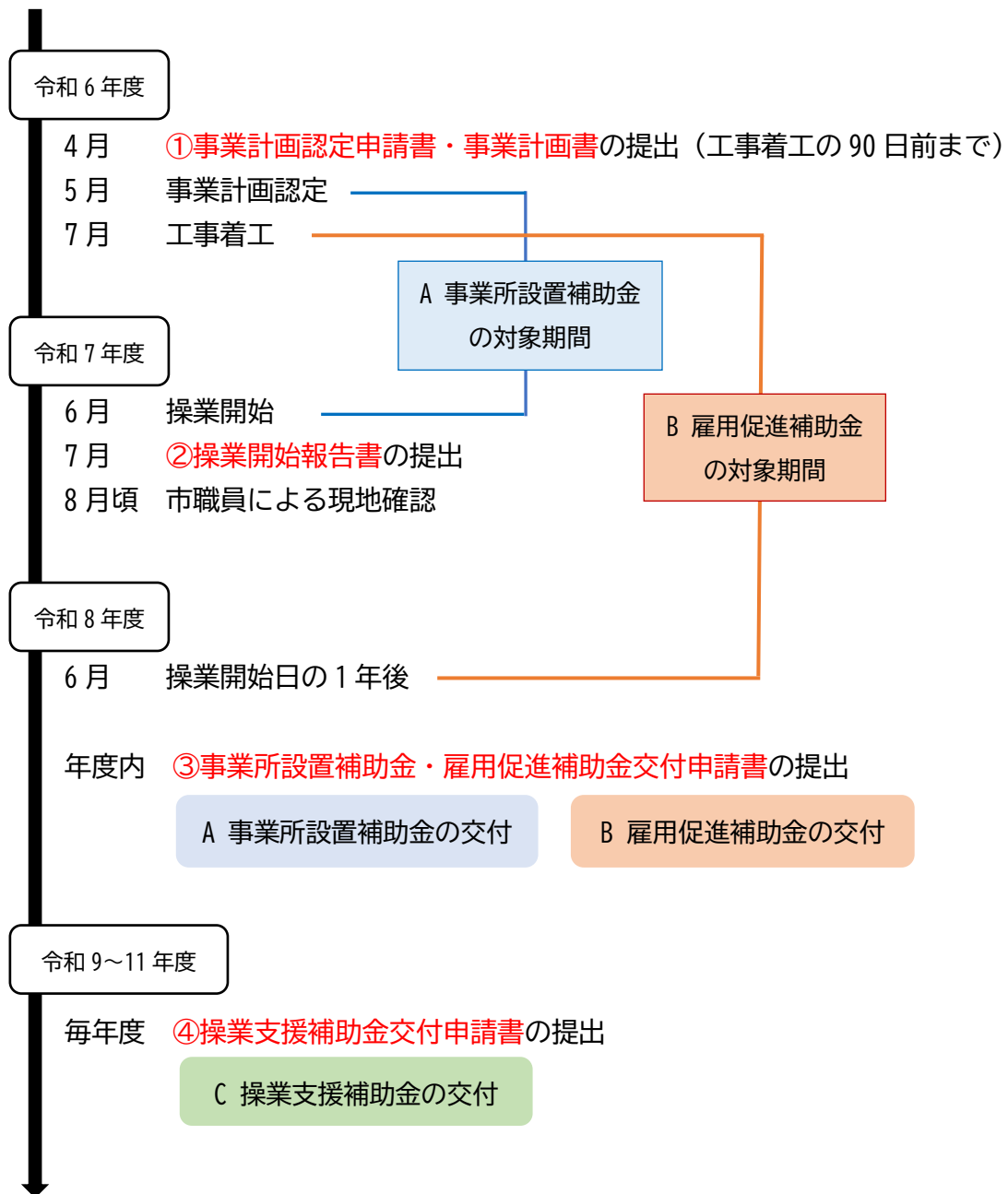
※新規常用雇用者... 立地に伴い着工日から操業開始後 1 年を経過する日までの間に新たに雇用された者のうち、次の全てに該当するもの。

- (1) 交付申請時に市内に住所を有している者
- (2) 雇用期間の定めのない者
- (3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項の被保険者であって、同法第 7 条の規定による届出により同法第 9 条第 1 項の確認を受けたもの

C 操業支援補助金	
補助対象	当該事業所の固定資産（建物及び償却資産）に対して課される固定資産税及び都市計画税
補助金の額	1 年目：固定資産税等の額の 9/10 2 年目：固定資産税等の額の 2/3 3 年目：固定資産税等の額の 1/3 } 合計 3,000 万円まで
交付時期	最初に課される固定資産税等の年度の翌年度から 3 年間

5 書類提出時期と補助金交付時期の例

(令和 6 年 7 月着工、令和 7 年 6 月操業開始の場合)



6 手続きと提出書類について

工事着工の前に必ず事業計画の認定を受ける必要があります。本補助金を利用される場合、**まずは生駒市商工観光課までご相談ください。**立地に関するご相談も随時受け付けています。

生駒市役所 2 階 26 番窓口
商工観光課 企業立地雇用係
TEL：0743-74-1111(内線 2271)
メール：keizai@city.ikoma.lg.jp



①事業計画認定申請書

提出時期	工事着工の 90 日前まで（要相談）
提出書類	・ 事業計画認定申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 位置図 ・ 平面図 ・ 定款及び登記全部事項証明書の写し ・ 直近 3 事業年度分の(連結)決算書 ・ 企業の概要が分かるパンフレット等 ・ 固定資産投資額等の事業計画の概要が分かる資料 ・ 親会社とその子会社が 1 の事業者として提出する場合は、その関係性を証する書類



②操業開始報告書

提出時期	操業開始後速やかに
提出書類	・ 操業開始報告書（様式第 6 号） ・ 固定資産投資額一覧表 ・ 新規雇用者状況表 ・ 平面図（設備の配置及び各階の様子が分かるもの） ・ 建物及び償却資産の写真



③事業所設置補助金・雇用促進補助金交付申請書

提出時期	操業開始した年度の翌年度中
提出書類	・事業所設置補助金及び雇用促進補助金交付申請書（様式第7号） ・補助金請求書 ・申請額算出内訳書 ・事業実績報告書 ・固定資産台帳の写し ・工事に係る契約書等の写し ・工事、購入等に係る請求書、領収書等支払関係が確認できる書類 ・納税証明請求書
	（新たに建物を設置した場合） ・建物登記事項証明書、建築確認通知書の写し、検査済証の写し、建物引渡書の写し
	（新規常用雇用者がいる場合） ・対象者の雇用保険被保険者証事業主控え ・対象者の住民票又は住所が市内にあることが分かる書類 ・雇用期間の定めがないことが分かる書類



④操業支援補助金交付申請書

提出時期	最初に課される固定資産税の年度の翌年度から3年間 （注）毎年度提出が必要です
提出書類	・操業支援補助金交付申請書（様式第8号） ・補助金請求書 ・申請額算出内訳書 ・固定資産税額が分かる書類（償却資産申告書、種類別明細書の写し等） ・納税通知書の写し ・納税が完了していることを証する書類（通帳コピー、領収証明書等） ・納税証明請求書

7 その他の注意事項

○固定資産投資額等の条件を満たせば、奈良県等の補助制度や税制優遇を受けられる場合があります。事前にご確認ください。

※国等の他の補助金の交付を受けた場合、本市の補助金の額はその交付額を除いて算出します。

※奈良県企業立地促進補助金の交付を受けた場合、本市の事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付を受けることができません。

※けいはんな学研都市立地企業に対する固定資産税の特例を受けた場合、本市の操業支援補助金の交付を受けることができません。

○次に掲げるものは**事業所設置補助金・雇用促進補助金の対象になりません**。

- ・事業計画認定日の前日までに開始した建設工事
- ・事業計画認定日の前日までに取得した償却資産
- ・操業開始日の翌日以降に取得した償却資産
- ・工事着工日の前日までに雇用した新規常用雇用者
- ・操業開始日から1年を経過する日の翌日以降に雇用した新規常用雇用者
- ・雇用促進補助金申請時に生駒市内に住所を有していない新規常用雇用者

○認定を受けた事業計画を変更（操業開始時期、投資額など）する場合は、事前に事業計画変更承認申請書の提出が必要です。

○補助金交付申請の際には、工事や償却資産に係る契約書、請求書、領収書などをご提出いただきます。支払を証する書類がなければ補助金を交付できませんので、請求書や領収書などの書類は大切に保管してください。

生駒市 商工観光課 企業立地雇用係（市役所 2 階 26 番窓口）

〒630-0288 生駒市東新町 8-38

TEL：0743-74-1111（内線 2271）

メール：keizai@city.ikoma.lg.jp